

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年
12月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、同条第
2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第3項を
削る。

付則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表障害厚生年金等（当該
補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中
「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の付則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じ
た傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の
期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前
の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償につい
ては、なお従前の例による。

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(審査)</p> <p>第21条 実施機関の<u>行う</u>公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、非常勤職員等公務災害補償審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあったときは、審査会は、<u>速やかに</u>、これを審査して裁定を<u>行い</u>、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p>			<p>(審査)</p> <p>第21条 実施機関の<u>行なう</u>公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、非常勤職員等公務災害補償審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあったときは、審査会は、<u>すみやかに</u>、これを審査して裁定を<u>行ない</u>、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p><u>3 第1項の審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が適用されるものとする。</u></p>		
<p>付 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>付 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第16条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	略	略	傷病補償年金	略	略
	障害厚生年金等（当該	0.88		障害厚生年金等（当該	0.86

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
	補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)			補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>		
略		略	略		略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
略		略	略		略